

亀田クリニック医療安全管理の指針

医療法人鉄蕉会 亀田クリニック(以下、当院)は、質の高い安全な医療を提供することを目的として、安全管理体制の強化を図るため、安全管理のための指針を策定する

1. 医療安全に関する基本的考え方

- (1) 安全で質の高い医療を提供するために、患者さまおよびそのご家族にも、誠実な対応をし、事故防止に努め、安心して医療が受けられるよう心がける
- (2) 発生した事故に関して、原因分析を実施し再発防止策を構築して、さらにその実効性と有効性を検証することを基本とする

2. 適応範囲

この医療安全管理の指針は、亀田クリニックを対象とし、すべての部署、すべての職員を網羅する

3. 安全管理のための組織

当院の安全管理体制の確保及び推進のため、次に掲げる組織、人員を配置し、別途規程に定める

- (1) 医療安全管理委員会
- (2) 医療安全管理部門
 - ① 院長
 - ② 副院長
 - ③ 看護師長(外来看護室、健康管理支援)
 - ④ 事務室長(医療安全管理者)
 - ⑤ 事務局(事務室業務課)
- (3) 医療安全管理者(事務室長兼任)
- (4) 医薬品安全管理責任者
- (5) 医療機器安全管理責任者
- (6) 医療放射線安全管理責任者

4. 報告に基づく医療の安全確保を目的とした改善方策に関する基本方針

- (1) 医療事故防止の具体的な要点を定める「亀田メディカルセンター医療安全管理規程」に準ずる
- (2) 医療に係る安全管理の確保のために、患者さまに実害のない事例も含めて、広く医療事故報告を収集し、調査・分析に基づく改善策の策定と、その実施状況の評価を行う

5. 医療に係る安全管理のための職員研修に関する基本方針

医療人に必要な広い視野と細かなものの考え方、安全に関する意識改革と、医療の質向上のため、医療管理本部医療安全管理室企画の教育・研修を年2回以上受講する

6. 医療事故発生時の対応に関する基本方針

- (1) 第一に患者さまの救命と被害の拡大防止を最優先に考え行動する
- (2) 直ちに上司に報告を行い、各部門の責任者は、院長に報告をすると同時に医療安全管理部門に報告をする
- (3) ご家族への連絡・説明は速やかに、事故の概要、回復措置、今後の見通しについて、誠意をもつ

て対応する

- (4) 事故の状況や説明内容、その時の家族の反応など詳細に記録する
- (5) 事故の状況について記録(ファントルくん作成・送信)を行う
- (6) 院長は、必要に応じて警察、あるいは医療事故調査・支援センター等の関係機関へ報告を行う
- (7) 重大な医療過誤が発生した場合は、当該部門のみならず亀田クリニック全体が組織として対応する

7. 患者さまなどに関する当該指針の閲覧に関する方針

本指針は亀田クリニックホームページに掲載する。患者さま・ご家族が当該指針の閲覧を求めた場合にも、これに応じる

8. 患者さま、ご家族からの相談に関する基本方針

各種窓口担当者で連携をして、医療安全対策に係る患者さま・ご家族・来院者からの相談を把握し、クリニックの機能改善を図る。一時窓口は亀田クリニック1階総合受付で行う

9. 医療安全地域連携について

医療安全対策向上を目的に、医療機関同士が医療安全対策についてピアレビューを行い、評価と報告を受ける

連携施設、評価項目、回数などについては、医療安全対策地域連携加算2の施設基準に準ずる

亀田クリニック医療安全管理委員会
医療安全管理者

2023年6月30日作成